



福島医発第 529 号 (総)

平成 24 年 5 月 22 日

各医師会長 殿

福島県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

平成 24 年度「男女共同参画週間」の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本医師会より本会に対し標記に関する周知方依頼がありました。

「男女共同参画週間」は、国民各層・各界で男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが行われるよう、気運醸成を図ることを目的として、平成 13 年度より毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間実施されており、本年度は別紙 2 の要綱により実施されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

副会長 廣瀬真恵

会長 蒲池 壽

(総企 18)

平成 24 年 5 月 16 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日 本 医 師 会
副会長 羽生田 俊



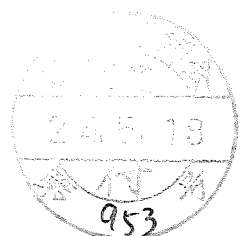
平成 24 年度「男女共同参画週間」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件に関し、内閣府男女共同参画局長より別紙 1 のとおり、
本会に対し周知方依頼がありました。

「男女共同参画週間」は、国民各層・各界で男女共同参画社会の実現に
向けたさまざまな取り組みが行われるよう、気運醸成を図ることを目的とし
て、平成 13 年度より毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間実施されており、
本年度は別紙 2 の要綱により実施されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただき、貴
会管下郡市区医師会等に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。





(契印・公印省略)

府 共 第 1 7 4 号 の 4

平 成 2 4 年 4 月 2 7 日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長

平成24年度「男女共同参画週間」の実施について

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深め、国民各層・各界で男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運醸成を図ることを目的として、平成13年度より毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施することとしております。

今年度は、別紙の実施要綱により各種行事等を実施することといたします。

つきましては、本週間の趣旨に御賛同いただき、週間の行事等に格段の御協力を賜りますとともに、貴管下関係機関・団体等に対しましても、周知方よろしくお願い申し上げます。

平成24年度「男女共同参画週間」実施要綱

平成24年4月25日
男女共同参画推進本部長決定

1 目 的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

平成24年6月23日（土）から6月29日（金）までの1週間

3 主 唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁（警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体（都道府県、政令指定都市、男女共同参画宣言都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等）

5 実施事項

- (1) 本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催する。
- (2) 本週間の実施に併せて「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞表彰」を実施する。
- (3) 本年度は、男女共同参画による日本再生を重点としており、「あなたがいる わたしがいる 未来がある」というキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。
- (4) 4に掲げる機関・団体等に対して、(3)に掲げる広報啓発活動等の協力を依頼する。



平成 24 年度 男女共同参画週間

6月23日(土)～29日(金)

の1週間は、「男女共同参画週間」です。

本年度の男女共同参画週間は

「男女共同参画による日本再生」を重点とします。

キャッチフレーズは

「**あなたがいる わたしがいる 未来がある**」
です。

人口減少・高齢化が進む中で、東日本大震災からの復旧・復興、日本経済の再生等、様々な課題の解決を迫られる我が国において、女性が社会のあらゆる場面に参画し、その能力を発揮することが、ますます必要とされています。

例えば、経済・ビジネスにおいて女性がもっと活躍すること、震災からの復旧・復興において女性が参画し、その視点を加えること、ワーク・ライフ・バランスにより男女の働き方や生き方を変えること等、女性が日本再生の担い手として重要な役割を果たすことは、元気な日本を取り戻す鍵となります。

●内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/>